

12月10日～1月7日

飲酒運転の追放など重点項目に

11年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動



交通安全を訴えた鼓笛隊パレード(鏡石一小)

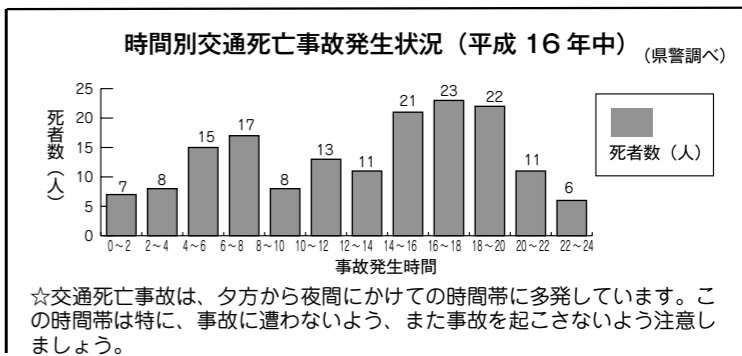
年末年始の何かとあわただしい時期を迎え、交通事故の多発が予想されます。この時期は、交通渋滞や積雪・凍結などにより道路環境が悪化し、また、忘年会、新年会などでお酒を飲む機会が多くなることから飲酒運転による重大事故も発生しています。12月10日(土)から来年の1月7日(土)までの間、「年末年始の県民総ぐるみ運動」が実施されますので町内から悲惨な事故を起こさないように注意し、よい正月を迎えましょう。

今回の運動は、年末年始の社会経済活動の活発化に伴い、交通量が増加することに加え、夜間に外出する機会も増えるため交通事故が多発することから、県民総ぐるみでそれぞれの交通安全意識を高め、交通ルールを守ることを目的に行われているもので、運動の重点項目は、次の3項目です。

- ① 高齢者の交通事故防止
- ② 飲酒運転の追放
- ③ シートベルトとチャイルドシート

県内の交通事故の中で、特に高齢者の交通事故が大変増えていきます。中でも、高齢の歩行者が道路を横断する際の事故が非常に増えています。車の速度は意外に速いものです。道路を横断する際は、左右をよく見て、ゆとりをもつて渡りましょう。ドライバーのみなさん、今の時期は、日が短く夜間は昼間より見える距離や範囲が狭まり、危険の発見が遅くなります。くれぐれもスピードを控えるために不測の事態にも対応できるようにしましょう。

また、徒歩や自転車などで夜間に外出する際には、明るい服装を心がけましょう。昼間は目立つ赤や青などの服装も夜間には見えにくくなります。車のライトは歩行者からは眩しいくらいに明るく見えますが、ドライバーから歩行者を確認することは非常に困難です。また、今月下旬から子どもたちも冬休みに入りますので交通事故には十分注意しましょう。



飲酒運転は絶対にダメ!

飲酒運転は、ビールや日本酒などの酒類やアルコールを含む飲食物を摂取し、アルコール分を体内に保有した状態で運転する行為です。アルコールには麻酔作用があり、脳の働きを麻痺(まひ)させます。お酒に酔うと、顔が赤くなる、多弁になる、視力が低下するなどの変化が表れ始め、さらに知覚や運動能力を司る部分が抑制されることにより、同じ話を繰り返したり、足元がふらついたりし

ます。ですから、「飲んだら運転はしない」ことがドライバーの常識です。必ず守りましょう。また、自分が飲酒運転をしなくても、運転手に飲酒運転をさせたり、飲酒運転を行うことが分かっている人に車両を貸したり、酒をすすめた場合は、処罰される場合もあります。飲酒運転は、死亡事故などの重大事故につながる危険な運転行為です。人の命を奪い、運転した人

きびしいよ! 飲酒運転の罰則

- 酔った状態で車を運転した場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点25点
- 酒気帯び運転の場合(呼气1リットル中0.15mℓ以上のアルコールを体内に保有した状態)の場合
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
違反点 13点(0.25mℓ以上)
違反点 6点(0.15～0.25mℓ以上)

上記のほか、悪質な飲酒運転により人を死傷させた場合は、故意による犯罪とみなし「危険運転致死罪」が摘罪されます。(最長15年の懲役)

なお、飲酒運転をそそのかしたり、飲酒運転となることを知りながら飲酒をすすめた場合は、教示罪などとして処罰される場合があります。

自身の将来も奪います。「酒を飲んだ人には運転させない」「運転する人には酒を出さない」「すすめない」ことも大切です。

シートベルトは大切な命綱

どんなに、気をつけていても事故に遭う可能性は0にはなりません。平成16年に県内で交通事故により怪我をなされた方は約1万9千人でした。その一人に、自分がある可能性もあるはず。一度でも事故を経験した方はわかると思いますが、事故の衝撃は想像以上です。とても自分で体を支えることはできません。車に乗ったら必ずシートベルトを締めましょう。また、かわいいわが子を守るために、必ずチャイルドシートを装着しましょう。

滝田初枝さんはじめ 10名と2団体が受賞

＝須賀川岩瀬地方交通安全大会＝



優良運転者表彰を受賞する滝田さん

須賀川地区交通安全協会、須賀川警察署などが主催する第22回須賀川・岩瀬地方交通安全大会が、11月18日(金)須賀川市文化センターで開催されました。

この大会は、交通安全の輪を広げ悲惨な交通事故を根絶し、安全で安心な住みよい社会を実現することを目的に毎年実施されています。

大会では、交通安全関係機関、団体から約1,000人が出席、交通事故の根絶を誓ったほか、交通安全功労者などへの表彰を行いました。鏡石町からは、滝田初枝さん(大池)はじめ10名のみなさんと、鏡石町老人クラブなど2団体が表彰されました。

万が一、交通事故にあったら

近年、交通事故の態様も複雑化し、その解決にお困りの方も多いことと思います。(社)日本損害保険協会では、そんな方々のために全国に「自動車保険請求相談センター」を設置し、自動車損害賠償責任保険並びに任意自動車保険の請求について無料でご相談をお受けしています。突然の交通事故でもあわてずに、まずは相談してみたいかがでしょうか。

(社)日本損害保険協会東北支部 福島自動車保険請求相談センター
〒960-8031 福島市栄町10-21(福島栄町ビル5F) ☎024-521-1295
◆相談日 月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～12:00・13:00～17:00
◆弁護士相談日 毎週木曜日 13:00～16:00(予約制・相談無料・要面談)

